

令和元年第1回安堵町議会臨時会会議録

日時 令和元年 5月10日（金）午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 9名

1番 松田 勝	2番 増井 敬史
3番 三浦 博	4番 山岡 敏
5番 福井 保夫	6番 島田 正芳
7番 浅野 勉	8番 森田 瞳
9番 大星 成司	

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	楮山 素伸		
総 務 部 長 兼 総 務 課 長	吉村 良昭	民 生 部 長 兼 こども支援課長	石橋 史生
事 業 部 長 兼 人権同和対策課長	堀川 雅央	教 育 次 長 兼 教育総務課長	吉田 一弘
総 合 政 策 課 長	富井 文枝	税 務 課 長	吉田 彰宏
住 民 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	辻井 弘至
産 業 課 長	溝本 貴宏	建 設 課 長 兼 農 政 課 長	池田 佳永
上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁	生 涯 学 習 課 長	西田 淳二
会 計 管 理 者 職 務 代 理	中澤 章浩		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	富士 青美	議会事務局係長	吉川 明宏
--------	-------	---------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長の選挙
- 第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について）
- 第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）
- 第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）
- 第7 議案第1号 安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第8 議案第2号 安堵町税条例の一部を改正する条例について

追加日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長選挙
- 第5 常任委員会委員の選任について
- 第6 議会運営委員会委員の選任について
- 第7 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙
- 第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会

午前10時00分

議会事務局長（富士青美） おはようございます。議会事務局長の富士です。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時の議長の職務を行っていただくことになっております。

年長の山岡敏議員を紹介いたします。

臨時議長（山岡 敏） はい。

（山岡議員 議長席に着席）

臨時議長（山岡 敏） ただいま紹介されました、山岡敏です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、本日出席されている議会側並びに理事者側の方々に、自席で自己紹介をいただきたいと思います。

初めに議会側から、前列、松田勝議員、よろしくお願いします。

議員（松田 勝） はい。議席番号1番の松田勝でございます。

そうか、決まってないんか。申し訳ないです、ついつい言ってしまいましたけど。

非常にですね、この場に立ちまして、快い緊張感といいますかね、久しぶりに味わう緊張感でございまして、なかなか、皆さんの顔をですね、ちょっと見づらいぐらいですね、ちょっと緊張しているような状態ですけども、日ごろね、あまりにもだらだらした生活を送っているせいかと思うんですけども。今後はですね、皆さんの御指導を仰ぎながら、議員としてですね、精一杯、私の持てる力を発揮してですね、頑張っていく所存でございますので、何卒、よろしくお願いいたします。以上です。

臨時議長（山岡 敏） はい、続いていってください。

議員（増井敬史） はい。増井敬史でございます。

昨年、いろいろ御迷惑をおかけいたしまして、1月25日に辞職いたしまして、今回の選挙におきまして何とか復活させていただきまして、初心に戻りまして頑張っていきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。以上です。

議員（三浦 博） 三浦博でございます。

高齢者の暴走というふうに言われますけれども、初挑戦で町会議員に、務めさせていただくことになりました。

常に私のモットーとしていますのは、やっぱり民主主義、それから住民目線、これをですね、これからの議員活動の中でですね、自分なりに実践していきたいと思いますので、皆さんの、一つ、御助言、御指導をよろしくお願いいたします。

議員（福井保夫） はい。福井保夫です。

平成22年、西本町長と一緒に当選して以来、一緒に歩んでおります。

これからも、頑張ります。よろしくお願いします。

議員（島田正芳） 島田正芳です。

初心に戻って、期待される議会人として頑張っていきたいと思います。

よろしくお願いします。

議員（浅野 勉） 浅野勉でございます。

3期目を迎えております。すばらしい安堵町の発展のために、また皆さん方のお力添えをいただきながら、議員活動を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

議員（森田 瞳） 森田瞳でございます。

このたび、私、第6期目を迎えることに、させていただくことになりました。

顧みますと、私も一番、今回の選出された議員の中では、一番の古参議員というんですか、議会議員としての、一番の積み重ねが、年数が多いわけでございます。

そういうことも踏まえながら、議会一同、皆さん方と一緒にしっかりと、安堵町のこれから未来ある子供たちのために、頑張っている気持ちでございます。

全力投球で頑張っていきます。よろしくお願いいたします。

議員（大星成司） 大星成司です。

今回、2期目を迎えるということで、最年少の議員として、これからの安堵町のために頑張ってまいりたいと思います。

これからも御指導、御鞭撻のほど、またよろしくお願いします。

（拍手）

臨時議長（山岡 敏） 続きまして、理事者側から、町長より紹介をお願いします。

町長（西本安博） はい。町長の西本安博でございます。

ただいま3期目をスタートして、約1年ということでございます。

安堵町の発展のために、皆様方の英知をお借りしながら頑張っている所存でございます。

よろしくお願いいたします。

副町長（堀口善友） 副町長 堀口善友でございます。

皆様方、御当選、おめでとうございます。

皆様方と協同しながら、住みよい町づくり、これに努めてまいりたいと思いますので、また何卒、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長（楮山素伸） はい。教育長の楮山でございます。

地域の宝であります子供たちの育成のために、頑張ってまいりたいと思いますので、今後とも、どうぞ御指導をよろしくお願いいたします。

総務部長兼総務課長（吉村良昭） 総務部長の吉村でございます。総務課長を兼務しております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

民生部長兼こども支援課長（石橋史生） 民生部長の石橋でございます。こども支援課長を兼務させていただいております。よろしくお願いいたします。

事業部長兼人権同和対策課長（堀川雅央） 事業部長の堀川でございます。よろしくお願いします。

人権同和対策課長も兼務させていただいておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（吉田一弘） 教育委員会事務局の教育次長をさせていただいております吉田と申します。教育総務課課長を兼務しております。

何卒、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

生涯学習課長（西田淳二） 教育委員会事務局生涯学習課 西田と申します。よろしくお願いします。

今年4月1日に、生涯学習課長ということで賜りました。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

会計管理者職務代理（中澤章浩） このたび、4月1日から会計管理者の職務代理として拝命を受けました中澤と申します。この、行政側のメンバーで一番若い形になりますけど、これから、いろいろ勉強していきたいと思います。何卒、よろしくお願いいたします。

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課長 富井でございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

税務課長（吉田彰宏） 税務課長の吉田と申します。今後とも、よろしくお願いします。

住民課長（増田篤人） 住民課長の増田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（辻井弘至） 健康福祉課の辻井と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

産業課長（溝本貴宏） 産業課の溝本でございます。よろしくお願いいたします。

建設課長兼農政課長（池田佳永） 建設課長になりました池田と申します。よろしくお願いします。

上下水道課長（廣瀬好郁） 上下水道課長となりました廣瀬と申します。よろしくお願いいたします。

臨時議長（山岡 敏） 最後になりましたが、事務局の係長、よろしくお願いします。

議会事務局係長（吉川明宏） 議会事務局係長の吉川です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

臨時議長（山岡 敏） はい。ありがとうございました。

ただいまから、令和元年第1回安堵町議会臨時会を開会します。

出席議員は9名です。

定数に達しています。会議は成立しましたので、本日の会議を開きます。

まず始めに、西本町長より招集の挨拶がございます。

町長（西本安博） はい。

臨時議長（山岡 敏） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

まずは、皇位継承で「令和」という新しい時代の幕が開かれました。

そして、今は5月の風が、清々しい季節を迎えているところでございます。

去る、4月21日の安堵町議会議員選挙におきまして、住民の信任の下、めでたく当選の栄誉を得られました議員の皆様方におかれましては、本町がますます発展していくよう、御尽力、御協力をお願い申し上げるところでございます。

さて、天候が心配されました4月29日に、恒例の第45回安堵町民体育祭を開催いたしましたところ、大いに盛り上がり、住民相互の親睦がより深まってきたような感がしております。

そのような折、令和元年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます案件でございますが、専決処分の報告案件が4件、人事案件が1件、条例の一部改正が1件の合計6件でございます。

議員の皆様には御審議いただく前に順を追って、案件の概略を申し述べさせていただきます。

まず、報告第1号は、平成31年4月から事務分掌を見直したことにより、条例で定める必要のある番号法の独自利用事務に変更があったため専決処分をいたしました、安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

次に、報告第2号は、平成31年3月29日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律等に対応するため専決処分いたしました、安堵町税条例等の一部を改正する条例でございます。

次に、報告第3号は、平成31年3月29日に公布されました地方税施行令の一部を改正する政令等に対応するため専決処分いたしました、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、報告第4号は、消防団員が退団したことによる退職報償金、風しん予防事業対策の実施に係る経費及び遊水地事業管理業務委託金額の追加に伴い専決処分いたしました、平成31年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）についてでございます。

次に、議案第1号は、安堵町監査委員の選任についてでございます。

議会選出の中本幸一委員が、平成31年4月29日付で任期満了となったため、地方自治法第196条に基づき、議会選出の委員を選任することについて議会の同意を求めることでございます。

次に、議案第2号は、平成31年3月29日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律等に対応するための、安堵町税条例の一部を改正する条例でございます。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細は、その都度、担当課長より説明をさせていただきますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

臨時議長（山岡 敏） 本日の議事、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

臨時議長（山岡 敏） 日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条2項の規定により、指名推選としたいと思います。

御異議、ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（山岡 敏） はい。異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。

異議、ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（山岡 敏） はい。異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に森田瞳議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名しました森田議員を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（山岡 敏） はい。異議なしと認めます。

よって、森田議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された森田議員が、議場におられます。

安堵町議会会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をします。

森田議員より、議長当選の承認及び挨拶をお願いいたします。

議員（森田 瞳） はい。

（森田議員 登壇）

議員（森田 瞳） はい。どうも、失礼いたします。

議会議員皆さん方の総意によりまして、指名推薦を頂戴いたしまして、全員、私に、再度、議長職をやれということで、まことに身に余る光栄でございます。

この上は、安堵町のしっかりした地方自治の根幹に沿い、しっかりとした議会の立場で、定数9名の私たち議員がしっかりと行政側と話し合いをしながら、またスクラムを組みながらですね、また、先ほど、私、自己紹介のときに若干申し上げましたように、子供たちが、将来、安堵町に住みたいという安堵町になればいいなという思いでございます。

この辺の夢に直進しながらですね、しっかり頑張ってまいりたいと思います。

また、私もこの議長を仰せつかりましたならばですね、まだまだ、浅学非才の身でございます。また、いろいろ議員の皆様方の総意、また理事者側の皆さん方のいろいろな御協力を賜りながら、1年間しっかりと議長職を務めてまいりたいと思いますので、皆さん方のよき御指導の下で頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

臨時議長（山岡 敏） それでは、事務局長より議長章をお渡しいたします。
事務局長、よろしく。

議会事務局長（富士青美） はい。

臨時議長（山岡 敏） 森田議員、よろしく。

議員（森田 瞳） はい。

(議長章 授与)

議員（森田 瞳） どうも、ありがとうございました。

(拍手)

臨時議長（山岡 敏） はい。これで、臨時議長の職務が終了いたしました。新議長と交代します。
森田議長、議長席にお着き願います。

議長（森田 瞳） はい。

(森田議長 議長席に着席)

議長（森田 瞳） それでは、これより会議規則第18条の規定により、議事日程を追加したいと思います。
御異議、ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
よって、日程を追加することに決定いたしました。

「追加議事日程」を配付いたします。事務局、よろしくお願いいたします。

(事務局より「追加議事日程」の配付)

議長（森田 瞳） お諮りします。

日程の順序を変更し、ただいまお配りいたしました追加日程第1から追加日程第7までを先に審議したいと思います。

御異議、ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第1から追加日程第7までを先に審議することに決定いたしました。

追加日程第1「議席の指定」を議題にします。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

議席の標柱を立ててください。

議長（森田 瞳） 追加日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 松田勝議員、2番 増井敬史議員を指名します。

両議員におかれましては、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 追加日程第3「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本議会は、本日のみ、1日としたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日のみ、1日とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと
思います。

御異議、ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に大星成司議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました大星議員を、当選人と定めることに御異議ございません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、大星成司議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大星議員が、議場におられます。

会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

大星議員より、副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

9 番（大星成司） はい。

（大星議員 登壇）

9 番（大星成司） おはようございます。ただいま、森田議長並びに議員皆様の御推挙をいただきまして、副議長という大任を拝しました。

身に余る光栄であると同時に、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

副議長として、議長としっかり連携を取り、議長を補佐し、市政の発展と議会の公平かつ円滑な運営に誠心誠意、努めてまいりたいと考えております。

今後とも、皆様の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

（拍手）

議長（森田 瞳） それでは、追加日程第5「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の定数は9人です。

したがって、委員会条例第7条第4項の規定により、松田勝議員、増井敬史議員、三浦博議員、山岡敏議員、福井保夫議員、島田正芳議員、浅野勉議員、大星成司議員、私 森田、以上、全議員を各常任委員会委員に指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいまの各常任委員会の委員の指名について、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 追加日程第6「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員に、委員会条例第7条第4項の規定により、松田勝議員、増井敬史議員、三浦博議員、山岡敏議員、島田正芳議員、浅野勉議員、以上6人を指名したいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 追加日程第7「山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について」を議題とします。

本件につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約第5条第1項の規定により、本町議会議員のうちから1名、選出するものです。

お諮りします。

選出議員につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合設置当初から当組合議会議員を務め、経過を理解していただいている大星成司議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま私が指名いたしました大星議員を、山辺・県北西部広域環境衛生組合議員に選出することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に、大星成司議員を選出することに決定いたしました。

ただいま、10時28分です。

暫時、休憩いたします。

休 憩(午前10時28分)

再 開(午前10時36分)

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き、再開いたします。

今、お示しさせていただきました議事日程第1号によります、ちょっと訂正がございますので、ちょっと訂正をよろしくお願いいたします。

第1、第2、第3と進みまして、第4の報告第1号、これを報告第2号にさせていただいて、そして第5の報告第2号を第3号に、そして報告第3号を報告第4号にさせていただきたいと思います。訂正の方、よろしくお願いいたします。

各常任委員会と議会運営委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長 山岡敏委員、副委員長 増井敬史委員。

文教厚生常任委員会委員長 浅野勉委員、副委員長 三浦博委員。

議会運営委員会委員長 島田正芳委員、副委員長 松田勝委員。

選任された委員長、副委員長につきましては、よろしくお願いいたします。

議会広報編集部会につきましては、部長に浅野勉議員、副部長に島田正芳議員を選任し、全議員で広報誌の編集に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) 日程第3 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて(安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について)」を議題とし

ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長兼総務課長（吉村良昭） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉村総務課長。

（吉村総務部長兼総務課長 登壇）

総務部長兼総務課長（吉村良昭） はい。おはようございます。総務課 吉村でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について）」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、行政組織の機構改革に伴い、安堵町行政組織規則の事務分掌を見直したことによりまして、条例で規定しております番号法の独自利用事務に変更が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、教育委員会で実施しておりました幼稚園就園奨励金の支給に関する事務を、新たに設置いたしましたこども支援課に変更するための改正でございます。

それでは、詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書を5枚めくっていただきまして、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

別表第1において、実施機関を教育委員会から町長に改正いたします。

次に、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

別表第2に安堵町幼稚園就園奨励金の支給に関する事務を追加し、別表第3の安堵町幼稚園就園奨励金の支給に関する事務を削除するものでございます。

また、本改正につきましては、4月からの機構改革に伴う安堵町行政組織規則の施行に対応するため、専決処分とさせていただきました。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和元年5月10日報告

安堵町長 西本 安博

総務部長兼総務課長（吉村良昭） 続きまして、専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

安堵町長 西本 安博

総務部長兼総務課長（吉村良昭） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を、原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第１号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第４ 報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田税務課長。

（吉田税務課長 登壇）

税務課長（吉田彰宏） おはようございます。税務課の吉田です。よろしくお願いします。

報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令が平成３１年３月２９日に公布され、平成３１年４月１日に施行されたことに伴いまして、平成３１年度の賦課処理等に影響を及ぼしますので専決処分とさせていただきました。

主な改正内容といたしましては、個人住民税関係では住宅ローン控除の拡充に伴う措置で、固定資産税関係では高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置で、軽自動車税におきましては、重課及びクリーン化特例の規定の整備、そのほか、電子申告に係る規定の整備でございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書７ページの次の、９ページで構成されます新旧対照表１ページをお願いします。

まず、（第１条関係）では、第７条の３の２につきましては、第１項で住宅ローン控除の適用期間の延長で、第２項は申告要件の廃止でございます。

次の２ページから３ページ下段までの、第１０条の２につきましては、法律改正に伴い、引用する条文の項ずれでございます。

次の10条の3につきましては、第6項で高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税の、減額措置の適用を受けようとするものがすべき申告の規定の新設で、ほかには引用する条文の項ずれでございます。

次に、6ページ中段から9ページ下段までの、第16条の第1項につきましては、平成18年度までの登録の軽自動車税については、重課と、規定を整備し、2項から4項につきましては、平成29年度後の軽課の規定の削除及び、この削除による項ずれでございます。

次に、9ページ下段をお願いします。

第16条の2につきましては、前条の改正に伴う、引用する条文の項ずれでございます。

次のページの、2ページで構成されます新旧対照表の1ページをお願いいたします。

(第2条関係)では、第82条については、記載の整備でございます。

1ページの下段の第15条の6及び、その次のページの2ページ中段の第16条につきましては、軽自動車税の環境性能割、種別割の導入前における、平成29年の条例改正の規定の整備でございます。

次の、3ページで構成されます新旧対照表1ページをお願いします。

(第3条関係)では、第48条については、平成30年の条例改正で資本金1億円以上の法人は、電子申告が義務付けとなりましたが、2ページ中段から3ページまでの13項から17項におきまして、通信障害や災害等で電子申告が困難な場合には、書面でも提出できる旨の措置の規定の追加でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例等の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和元年5月10日報告

安堵町長 西本 安博

税務課長（吉田彰宏） 次に、1 ページめくっていただきまして。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

安堵町長 西本 安博

税務課長（吉田彰宏） 次のページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） それでは、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日に施行されたことから、安堵町国民健康保険税条例を改正する必要が生じました。

改正内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しにより、被保険者間の国民健康保険税負担の公平性の確保、及び中低所得層の軽減を図るための改正でございます。

また、本改正につきましては、本年度の賦課に係るものですので、平成31年3月29日の専決処分とし、平成31年4月1日施行とさせていただきます。

それでは、詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

資料をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

第2条第2項でございますが、基礎課税分の課税限度額を58万円から61万円に、3万円を引き上げるものでございます。

第22条第1項、本文につきましては、軽減する額が課税限度額を超えないようにするためのものでございます。

第2号につきましては、5割軽減対象世帯の拡充措置で、軽減判定基準額算定の一人当たりの額を27万5千円から28万円に拡充いたします。

次のページの第3号につきましては、2割軽減対象世帯の拡充措置で、軽減判定基準額算定の一人当たりの額を50万円から51万円に拡充いたします。以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和元年5月10日報告

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日専決

安堵町長 西本 安博

住民課長（増田篤人） 本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上でございます。御審議、御承認、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案を、原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成31年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 改めまして、おはようございます。

総合政策課 富井でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成31年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）について）」御説明をさせていただきます。

今回の補正理由につきましては、予防接種法施行令が改正され、風しんに関する追加的対策を講ずることが必要となり、係る経費の増額補正で、妊婦の風しん感染防止強化のため、システム整備費を始め、風しん抗体検査クーポンの発券等、諸経費を増額補正するもので、国より2分の1の補助がございます。

次に、遊水地事業管理業務において、委託金の確定に伴う増額補正でございます。

県の開発公社を通じて、国より全額受け入れます。

最後に、消防団員退職に伴う退職報償金の増額補正で、消防団員等公務災害補償等共済基金より全額受け入れます。

なお、専決理由といたしましては、風しんに関する追加的対策として、緊急風しん抗体検査事業が平成31年4月1日から実施とされたため、及び遊水地事業管理業務委託化が確定をしたため、また消防団員の退職に伴うもので、退職日が年度末であるため、いずれも専決日を平成31年4月1日とさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ439万8,000円を追加し、歳入歳出総額を32億7,439万8,000円といたします。

それでは、詳細を補正予算書により説明をさせていただきます。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。歳出についてでございます。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目予防費におきまして、委託料として、電算システム修正委託1,049千円、個別予防接種委託1,023千円、その他諸経費を合わせまして、2,279千円の増額補正でございます。

続きまして、5款 農林水産業費、1項 農業費、4目 土地改良事業費におきまして、遊水地事業管理業務委託として1,430千円の増額補正でございます。

続きまして、8款 消防費、1項 消防費、1目 非常備消防費におきまして、消防団員退職に伴う退職報償費として689千円の増額補正でございます。

続きまして、1ページ戻っていただいて6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、3目 衛生費国庫補助金で、感染症予防対策事業費等補助金として1,139千円の増額補正でございます。

19款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金で、繰越金として1,140千円の増額補正でございます。

20款 諸収入、3項 雑入、1目 雑入で、遊水地事業管理業務委託金として1,430千円、消防団員退職報償金受入収入として689千円の増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。議案書をお願いいたします。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて（平成31年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号））について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成31年

度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和元年5月10日報告

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次に、専決処分書を朗読いたします。次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成31年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり専決処分する。

平成31年4月1日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページ、お願いいたします。

平成31年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）

平成31年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,274,398千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年4月1日専決

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ、2ページ、お願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額90,917千円、補正額1,139千円、計92,056千円。

19款 繰越金、1項 繰越金、補正前の額17,277千円、補正額1,140千円、計18,417千円。

20款 諸収入、3項 雑入、補正前の額28,850千円、補正額2,119千円、計30,969千円。

歳入合計。補正前の額3,270,000千円、補正額4,398千円、計3,274,398千円。

続きまして、3ページ、お願いいたします。歳出。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額78,976千円、補正額2,279千円、計81,255千円。

5款 農林水産業費、1項 農業費、補正前の額159,518千円、補正額1,430千円、計160,948千円。

8款 消防費、1項 消防費、補正前の額118,506千円、補正額689千円、計119,195千円。

歳出合計。補正前の額3,270,000千円、補正額4,398千円、計3,274,398千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

どうぞ、御審議、御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第4号を採決します。

お諮りします。

本案を、原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、報告第4号は、原案のとおり承認されました。

議長(森田 瞳) 日程第7 議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」
議題とします。

地方自治法第117条の規定により、福井保夫議員の退場を求めます。

(福井議員 退場)

議長(森田 瞳) 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長兼総務課長(吉村良昭) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。吉村総務課長。

総務部長兼総務課長(吉村良昭) 総務課 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を御説明させていただきます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条におきまして、人格が高潔で識見を有するもの1名、及び議会議員のうちから1名を選任することとなっております。

今回、議会議員の中から福井保夫議員を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号

安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定により、議会の同意を求める。

令和元年5月10日提出

安堵町長 西本 安博

記

住所 奈良県生駒郡安堵町大字かしの木台一丁目13番地の7

氏名 ふく い やす お
福 井 保 夫

昭和27年11月12日生（66歳）

総務部長兼総務課長（吉村良昭） 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

本案は人事案件でありますので、討論を省略して、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） ただいま、「安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意
されました。福井議員より、就任の御挨拶をお願いいたします。

5番（福井保夫） はい。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

(福井議員 登壇)

5 番（福井保夫） ただいま、監査委員として、承認いただきましたようです。

人件費も 9 億円超えというような状況で、非常に厳しい状況になっているのかなと思います。近隣の平群町、河合町のようにならないように、議員の皆さんも、この 4 年間、非常に重要だと思います。

松隈委員とともに、「厳しく、細かく」をモットーに頑張っていきたいと思います。
よろしくお願いします。

(拍手)

議長（森田 瞳） 日程第 8 議案第 2 号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田税務課長。

(吉田税務課長 登壇)

税務課長（吉田彰宏） 税務課の吉田です。よろしくお願いします。

議案第 2 号「安堵町税条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、施行されたことに伴いまして、本条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、個人住民税関係では「ふるさと納税」に係る寄附金税額控除の規定の整備、及びひとり親に係る申告書への記載事項の整備で、軽自動車税におきましては、グリーン化特例の見直し及び消費増税に対応するための、自動車取得時の負担に対する税の軽減措置に伴うものでございます。

議案書 10 ページの次の、3 ページで構成されます新旧対照表 1 ページをお願いいたします。

（第 1 条関係）では、第 34 条の 7 については、一定の基準を満たした「ふるさと納税」を特例寄附控除とする規定の整備でございます。

1 ページ下段から 2 ページ上段までの、附則第 7 条の 4 につきましては、引用する条文の項ずれでございます。

次の 3 ページまでの第 9 条及び第 9 条の 2 につきましても、一定の基準を満たした「ふるさと納税」を特例寄附控除とする規定の整備でございます。

次、1ページめくっていただきまして、8ページで構成されます新旧対照表1ページをお願いします。

(第2条関係)では、第36条の2については、法律改正に伴う改正で、申告書記載事項の簡素化についての規定の整備でございます。

1ページ中段から2ページ上段までの第36条の3の2につきましては、給与所得者で、ひとり親である単身児童扶養者である場合の、扶養申告書の記載事項の追加でございます。

2ページ上段から3ページ中段までの第36条の3の3につきましては、年金受給者で、ひとり親である単身児童扶養者である場合の、扶養申告書の記載事項の追加でございます。

3ページ中段の第36条の4につきましては、前第36条の2の改正に伴う項ずれ及び文言修正でございます。

3ページ下段から4ページの上段までの第15条の2につきましては、消費増税に伴い、景気の平準化対策として、非課税とする臨時的軽減の規定の創設でございます。

4ページの上段から5ページ上段までの第15条の2の2につきましては、自動車メーカーによる燃費性能等の不正行為による、賦課徴収の規定の整備でございます。

5ページ上段の第15条の6につきましても、消費増税に伴い、景気の平準化対策として、税率を1%とする臨時的軽減の規定の新設でございます。

5ページ中段から7ページ中段までの第16条につきましては、重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課の新設でございます。

7ページ中段から8ページまでの第16条につきましても、自動車メーカーによる燃費性能等の不正行為による、賦課徴収の規定の整備でございます。

次のページの、2ページで構成されます新旧対照表1ページをお願いします。

(第3条関係)では、第24条については、ひとり親である単身児童扶養者の非課税措置の対象の追加でございます。

次の2ページまでの第16条につきましては、5項において、令和4年度分及び令和5年度分の、軽課の対象を電気軽自動車等に限った上での新設でございます。

次の第16条の2につきましては、前条の改正に伴います、引用する条文の項ずれでございます。

なお、施行期日は、令和元年6月1日でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号

安堵町税条例の一部を改正する条例について

安堵町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年5月10日提出

税務課長（吉田彰宏） 次のページからの本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。
質疑、ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより、議案第2号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。
お座りください。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議会運営委員長から、閉会中の継続調査について申し出があります。
お諮りします。
これを日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思います。
これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第8とし議題とすることに決定いたしました。

追加日程第8「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第69条の規定により、お手元にお配りしたとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 次に、冒頭に、議会側また理事者側の自己紹介がございましたですけど、その折に、理事者側の、若干、ちょっと追加がございますので、池田課長の方からよろしくお願いいたします。

はい。池田課長。

建設課長兼農政課長（池田佳永） 建設課の池田です。

先ほど、建設課長として自己紹介をさせていただきましたが、同じく、農政課長も、現在、兼務しております。先ほど、言い忘れておりました。申し訳ございませんでした。

よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） はい。ありがとうございました。

それでは、本日の日程は、これで全部終了いたしました。

会議を閉じます。令和元年第1回安堵町議会臨時会を、これをもって閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉 会

午前11時18分
